

江東区
通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する基本的方針～

江東区通学路交通安全対策連絡会

平成 27 年 10 月

(令和 5 年 4 月改定)

目次

1 プログラムの目的	1
2 江東区通学路交通安全対策連絡会の設置	1
3 取組方針	2
(1) 基本的な考え方	
(2) 定期的な通学路交通安全点検	
(3) 対策の検討	
(4) 対策の実施	
(5) 対策効果の把握、対策の改善・充実	
4 通学路交通安全点検（合同）結果の公表	3

【別添資料】

別添 1 通学路交通安全点検対策一覧表

【参考】

通学路交通安全プログラム フロー及び役割分担

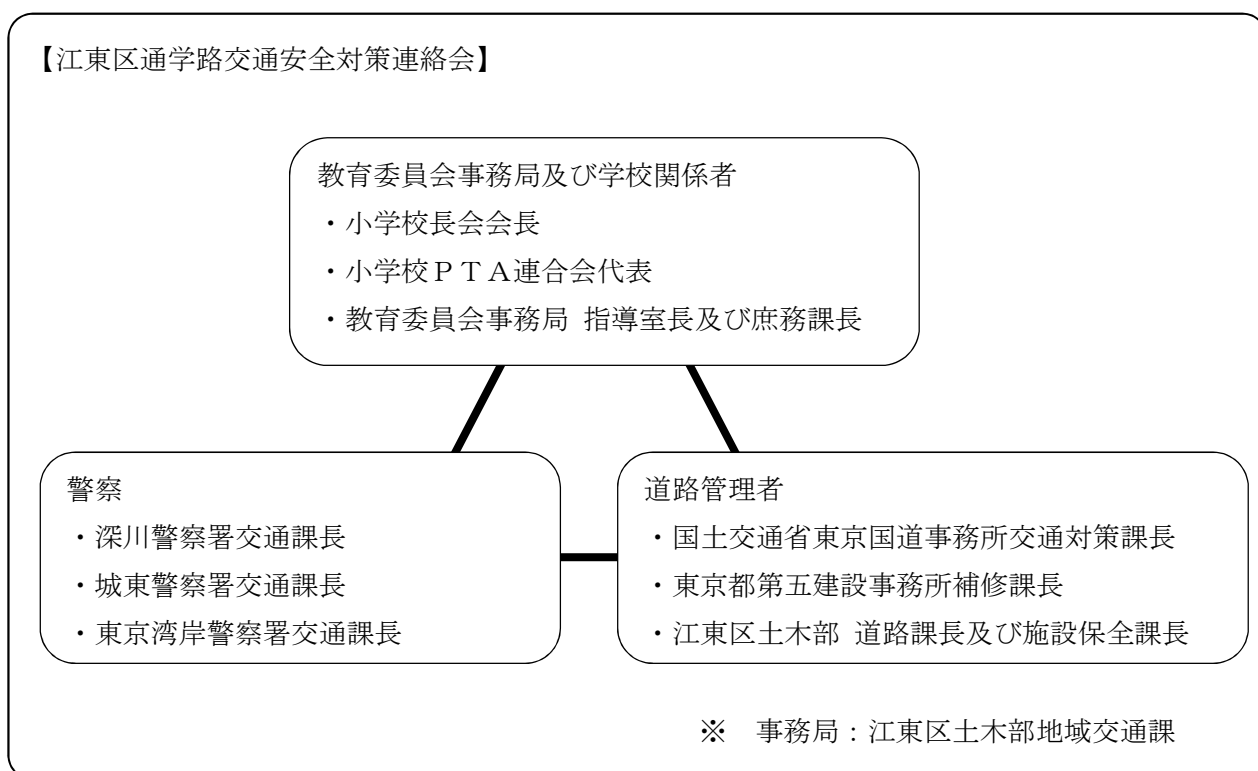
1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校※の通学路において、道路管理者、交通管理者、教育委員会事務局及び学校関係者等の関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「江東区通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 江東区通学路交通安全対策連絡会の設置

関係機関の連携のもと、着実にプログラムを実施するために、以下をメンバーとする「江東区通学路交通安全対策連絡会」（以下連絡会）を設置します。



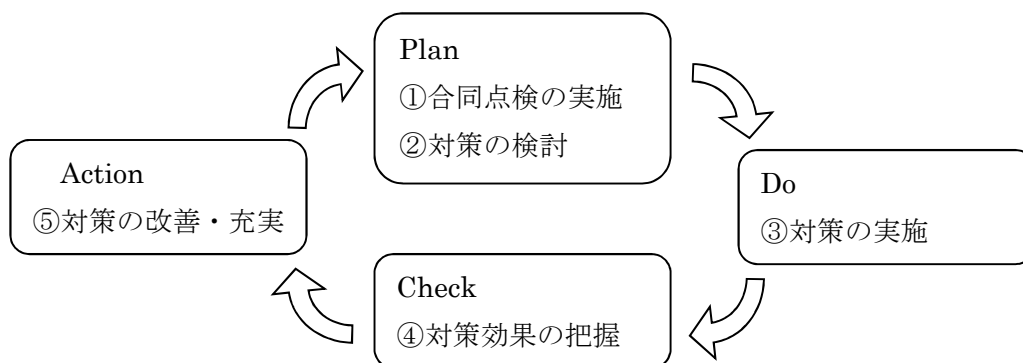
※ 「小学校」は区立小学校及び区立義務教育学校（前期課程）を指します。以下同じ。

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

小学校の通学路における交通安全の確保については、平成24年度に実施した緊急合同点検に基づく対策の実施後においても、定期的な点検及び合同点検を継続することが重要です。今後も、関係機関の連携体制を維持し、これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路交通安全確保のためのPDCAサイクル】



(2) 定期的な通学路交通安全点検

①各小学校は、PTA等と協力して、1年に1回、8月までに通学路の安全点検（防犯含む）を実施し「江東区通学路等総合安全対策管理システム」を利用し報告します。

②教育委員会は、各小学校が報告した安全点検の情報をとりまとめ、別添1「通学路交通安全点検対策一覧表」を作成します。

(3) 対策の検討

①事務局（地域交通課）は、点検結果毎に対策を行う関係メンバーを割り振ります。必要に応じて、各メンバーが合同で実査を実施する必要がある箇所（合同実査箇所）を選定し、連絡会で確認します。

②合同実査は、メンバーで連携を図って実査を行い、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、当該年内を目安に、効果的な対策を協議し決定します。

③合同実査以外の実査箇所については、当該年内を目安に、各メンバーが対応策を検討し、事務局に連絡します。

(4) 対策の実施

点検結果に基づく対策については、関係メンバーで連携を図り、速やかに実施します。

対策の進行管理については、関係メンバーで個別に管理することとします。

(5) 対策効果の把握、対策の改善・充実

点検結果に基づく対策実施後の効果について、翌年の定期点検時に、小学校がPTA等の協力を得て確認を行い、教育委員会で集計します。その後、連絡会で効果の確認、対策の改善や充実を図ります。

4. 通学路交通安全点検（合同）結果の公表

小学校ごとの対策検討箇所、点検結果、対策内容及び進行状況については、関係機関で認識を共有するとともに、「江東区通学路等総合安全対策管理システム」を活用し、ホームページ等で公表します。

【別添資料】

別添1 通学路交通安全点検対策一覧表

【参考】

通学路交通安全プログラム フロー及び役割分担

